

第 4 3 号議案

下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて

下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	30	協定項目名	下水道（生活排水・し尿処理）事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>下水道（生活排水・し尿処理）事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道（農業集落排水含む）</p> <p> 使用料 公共下水道及び農業集落排水事業の使用料については、合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。 ただし、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行う。</p> <p> 受益者負担金・分担金 公共下水道については、久留米市に合わせる。 ただし、田主丸町の第1期事業分については、同町の農業集落排水事業の分担金に合わせる。 また、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業ですでに設置が行われている分については、公共下水道区域設定時期等に負担金のあり方について検討を行う。 農業集落排水については、当分の間田主丸町に合わせるが、合併後新たに整備する地区においては、事業着手前に検討を行う。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽</p> <p> 合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型補助事業） 設置費補助については、平成17年度から久留米市の例により統一する。ただし、三潴町においては、同町の下水道認可の取得までの間、現行どおりとする。 なお、三潴町における下水道認可取得後の全市域の補助額等については、あらためて検討し統一する。 維持管理費補助については、平成17年度から新市としての補助制度を導入する。ただし、三潴町において平成16年度以前に合併処理浄化槽を設置した者への維持管理費補助については、現行三潴町の例による。</p> <p> 特定地域生活排水処理事業（市町村設置型整備事業） 特定地域生活排水処理事業については、現在実施されている城島町において、当分の間現制度を基本とした事業を継続する。</p> <p>(3) し尿</p> <p> 汲み取り料金については、現在の料金を継続し、城島町及び三潴町が行っている海洋投棄の禁止時に統一化を図る。</p>			